

# 法教育

法教育

センターニュース

No. 34

2023年11月10日  
第34号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

## 巻頭言

神奈川県弁護士会  
会長 島崎 友樹



神奈川県弁護士会の法教育に関する活動は、主に、当会法教育センターとそれを運営する法教育委員会が担っています。裁判傍聴の引率・解説、模擬裁判、出前授業及び模擬裁判選手権の予選実施・出場支援などのメニューがあります。私は、本稿をまとめるにあたって、「法教育センター開設にあたって」と題した2006年4月の同センターの開設趣意書と当ニュース2011年第10号掲載の私自身（当時副会長）の巻頭言を読み返しました。その巻頭言には、私の法教育に対する思いがすべて詰まっていると感じました。本稿がその巻頭言の再整理の域を出ないことをお許しください。

上記開設趣意書では、「法教育」について、法務省法教育研究会のそれを引用して「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と定義しています。一方で、「司法教育」という言葉があります。2001年の司法制度改革審議会の意見書では、司法教育を「司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会」と説明しています。私の勝手な理解によれば、「司法教育」にとどまらず法形成過程並びに法の基本原則及び価値に関する教育も含めたものが「法教育」です。

私は、20年くらい前、三浦半島での泊まりがけの合宿で空が白むまで熱い議論を交わしたことが忘れられ

ません。まだ、当会に法教育委員会の前身である司法教育委員会さえない時代です。司法改革に関する委員会の合宿でした。司法制度改革審議会の意見書では、司法教育においては教育関係者のみならず法曹関係者も積極的な役割を果たすことが求められる旨指摘されていました。

そこで、合宿では、弁護士会が担うべきは「司法教育」までか、それとも「法教育」まで含むか、について激論が交わされたのです。「法律家が、教育の領域に足を踏み入れる必要はないじゃないか。」「いや、法の支配を社会の隅々にまで浸透させるためには、法律家の役割が重要だ。」とか、「価値観に関する教育まで行うことは、価値の押し売りで、自由に反する。できあがった法律や司法制度の利用方法を教えるところまでが限界だ。」「いや、自由や公正など核となる価値観そのものを教えることは、統治主体・権利主体である市民の意識作りに不可欠だ。」とかいった具合です。合宿では結論が出ませんでした。

その後、当会では、司法教育委員会が設立され、法教育委員会に発展し、法教育センターが開設されました。あの合宿では決着しませんでした。その後の生徒・児童や教育者と直接交わる数々の実践の中で、「法教育」を法律家が担う必要性和責任を痛感するに至ったのです。今では、弁護士と教員との連携を通じて、法的な視点を真に身につけていただいた教員に、さらに生徒・児童に対してその視点をもって教育していただけるようお手伝いしています。

あの夜通しの合宿を忘れてはいけません。生徒・児童に教える価値の範囲が広くなりすぎると、それは価値の押し売りになります。そのことに心を配って法教育を実践していかなければなりません。法律家の手から教育現場の教員の皆さんの手に上手くバトンタッチしていけたら最高です。

# サマースクール2023

## ～ 今年はいノアル開催！～

令和5年8月2日(水)、「サマースクール2023」が神奈川県弁護士会館において開催されました。新型コロナウイルスが世界中で蔓延したため、サマースクールもZoomミーティングを使ったオンライン開催に切り替えていましたが、今年は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきたということで、久しぶりのリアルでの開催となりました。

久しぶりのリアル開催ということもあってか、多数の生徒から応募があり、60名程が弁護士会館に集まり、サマースクールを開校することが出来ました。

生徒には、午前企画である「施設見学」「座談会」「ディベート」のいずれかと、午後の横浜地方裁判所の実際の法廷を使った「模擬裁判」に参加してもらいました。

「施設見学」では、担任の弁護士が、横浜地方裁判所や横浜地方検察庁に生徒を引率して見学を行いました。普段は入れない裁判所や検察庁の中に入れるということで、生徒も楽しみにしている様子でした。特に、昨年までは、リアルでのサマースクールができなかったため、施設見学はリアルでのサマースクールならではの取り組みだと思いました。

「座談会」では、生徒が普段話すことがない裁判官・検察官・弁護士と、仕事の内容や時事問題などを話していました。座談会自体はオンラインでの開催であった昨年も行われていましたが、実際に本物の裁判官・検察官・弁護士を目の前にして、生徒も昨年以上に聞きたいことがより深く聞けたのではないかと思います。

「ディベート」では、「企業の採用選考で大学名のみで一次選考を行うことの是非」「制服の着用を校則で義務付けることの是非」という2つのテーマについて、生徒チームと弁護士がディベートしました。生徒は非常に積極的で、「弁護士を打ち負かしてやろう！」という気概を感じました。こちらもリアルでのサマースクールならではの企画であり、大変盛り上がりました。

「模擬裁判」では、実際に横浜地方裁判所の法廷を使って、生徒にシナリオを読んで役を演じてもらい、刑事裁判の雰囲気味わってもらいました。裁判官役の生徒は、法服を着ることができ、大変喜んでいるようでした。

シナリオを読んでもらった後は、弁護士会館に戻り、それぞれの班で、被告人が有罪か無罪かを評議してもらいました。評議では、中高生ならではの視点に基づいた意見が出ており、非常に新鮮でした。驚くべきことに、有罪と結論付けた班と無罪と結論付けた班が同数であり、生徒も、物事には複数の見方があることを学べたのではないかと思います。

今年のサマースクールは久しぶりのリアル開催でしたが、リアルならではの体験を生徒にしてもらったのではないかと思います。オンラインでは感じづらいその場の熱気というものを生徒は勿論、我々弁護士側も感じられて良かったと思います。来年以降もリアルでの開催ができることを祈っています。

(法教育委員会委員 村井 健太郎)



# 日弁連高校生模擬裁判選手権2023

日弁連高校生模擬裁判選手権（関東大会）が4年ぶりに東京地裁の法廷を利用したリアル大会として開催されました。今年の関東大会に出場したのは、市川高等学校（千葉）、茨城県立並木中等教育学校（茨城）、群馬県立前橋高等学校（群馬）、慶應義塾湘南藤沢高等部（神奈川）、静岡県立浜松北高等学校（静岡）、静岡県立浜松西高等学校（静岡）、城北埼玉高等学校（埼玉）、中央大学杉並高等学校（東京）の8校です。各校の生徒は6月初旬から、日弁連が作成して配布する模擬裁判教材集（事件記録）をもとに、支援弁護士や支援検事の助言を受けながら、争点や主張を検討し、証人尋問・被告人質問と論告・弁論の準備を行い、8月5日の大会当日に臨みます。

今年の教材事例は、大学時代のラグビー部の先輩であった被告人が、後輩にマンションの一室を貸し与え、その室内で大麻草を栽培させて販売させ、売上から利益配分も受けたとして起訴されたという事件でした。共謀の存否という論点について、状況証拠を取捨選択したうえで的確に評価を加えながら論じていくという

高度な分析力が求められるうえ、証人尋問・被告人質問では、論告・弁論で指摘・引用できるような有利な供述を引き出すため、相手の答えに応じて臨機応変に質問をすることが要求されるという、難易度が高く、入念な準備が必要な事例でした。

神奈川代表の慶應湘南藤沢の生徒は試験期間を挟んだり、部活動と掛け持ちであるなどの制約があり、とても限られた時間の中での準備となりましたが、熱心にこの難題に取り組んでいました。迎えた本番では、独創性があるユニークな視点でありつつ切れ味鋭い質問を連発していました。また、論告・弁論も分かりやすいものとなっており、堂々とした試合運びができていました。模擬裁判に向けた事前学習に力を入れている強豪校もあるため、慶應湘南藤沢は惜しくも優勝、準優勝には届きませんでした。初出場でありながら、持ち味・魅力も実力も存分に発揮できたのは見事というほかありません。

（法教育委員会委員 佐藤 鉄平）

## 高校生模擬裁判神奈川県交流戦

令和5年8月5日、神奈川県弁護士会主催で高校生模擬裁判神奈川県交流戦を行いました。

模擬裁判選手権とは、シナリオに基づくものではなく、模擬裁判用の事件記録を高校生自身が検討し、自ら証人尋問・被告人質問・論告・弁論を行うものです。日弁連主催の高校生模擬裁判選手権は、出場校に限られることから、神奈川県からの出場校の抽選を行ったところ、慶應義塾湘南藤沢高等部が出場することになりました。

一方、神奈川県弁護士会では、抽選に漏れた高校の生徒にも、模擬裁判を通じて充実した体験をして欲しいという思いから、日弁連模擬裁判選手権と同日に交流戦を開催しました。「交流戦」といっても、日弁連模擬裁判選手権と同じ事件記録を用い、同内容の法廷活動をしたうえで、優勝校と準優勝校を決定するという、本格的な試合です。本年は、神奈川大学附属高等学校、湘南白百合学園高等学校、桐光学園高等学校、日本女子大学附属高等学校の4校が交流戦に参加しました。

今年の模擬裁判のポイントは、大麻草の栽培に関する「共謀」の有無で、共謀者間のやり取りの経緯を精

緻に検討する必要があるなど、かなり高度な内容となっていました。それでも、各校とも、支援弁護士の支援を受けながら、記録を丁寧に検討し、高校生ならではの視点も活かして、弁護士顔負けの法廷活動を行っていました。刑事弁護に精通した審査員の講評でも、生徒の法廷活動に絶賛の声が相次ぎました。

審査結果は、湘南白百合学園が優勝、桐光学園が準優勝となりましたが、出場校間の点差は僅差であり、高い水準で各校が拮抗する結果となりました。

講評後には、出場校の生徒同士が顔を合わせて交流する機会も設けることができました。生徒からも、「参加してよかった」「法曹を目指したいと思った」といった感想があり、生徒にとっても充実したイベントになったものと思います。

（法教育委員会委員 萩原 経）



# 神奈川県総合教育センター研修

2023年8月8日、13時30分から3時間、神奈川県総合教育センターにて「社会・公民の授業づくり研修講座～法教育の意義と模擬裁判授業」を村松剛委員、藤江勇佑委員と一緒に担当しました。

初めに、村松委員より、法教育の意義や法教育が扱う具体的な内容（法の意義・役割、法形成過程、法制度、法の基本原則、法の価値や法的考え方）などについて、約20分間の講義がなされました。非常にわかりやすく、参加者も熱心に聞いていましたので、きっと得られるものが多かったに違いありません。

次に、事前に準備してきた2つの教材（グラウンド割り事例と新作のブロック事例）で、「指導案の骨子（授業構想）」を作成してもらいました。作成にあたり、参加者を4～5名ずつの7グループに分け、各グループにおいて検討してもらいました。

最後に、模擬裁判を行いました。弁護士3名が裁判官、検察官、弁護人役を演じ、証人と被告人の役をセンターの職員に演じてもらいました。冒頭手続から被告人質問まで終了のち、有罪か無罪かを各グループで検討してもらい、その結果を発表してもらいました。

講座を終えたのち、センターの職員と講座の反省会

を行いました。反省会も盛り上がり、30分以上に及んでいました。

準備段階から反省会まで、とても刺激的な時間でした。今後も、教育現場での授業の中で、法教育の視点を取り入れてもらえるような取り組みをしていければと考えています（なお、その後の打ち上げも、少人数ながらも盛況に終わりました。）。

（法教育委員会委員 大城 基樹）



神奈川県弁護士会

## 法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

**裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

**出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

**模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問い合わせは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内  
神奈川県弁護士会法教育センター  
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718  
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時



コロナ禍の影響でオンライン開催だった夏のイベントも、今年から、以前と同じリアル開催に。

会場に顔を出し、参加者の熱意を直接感じてきました。

センターニュースで少しでもその熱意を伝えたいと思っています。 (細貝 嘉満)



細貝 嘉満	青木 康郎	田丸 明子
河野 隆行	服部 知之	村上 貴久
押田 美緒	大木秀一郎	松浦ひとみ
伊藤 真哉	岩崎 健太	川口 言子

## ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ  
(<https://www.kanaben.or.jp>)  
にアクセス!

